

住宅の消費者問題調査 第1回 調査目的と方法

京都府大・吉野正治、上野勝代 広島学院大経大 富士田亮子 兵庫
教育大 萩沢康子 桃山学院大 佐々木ひづけ 広島工大 西川和歌

はじめに 本報は共同研究・住宅の消費者問題調査に関する介担報告第1回であるので調査を計画するに至った経過・調査内容・方法などを紹介し、調査結果は次の文へ4に譲る。
 目的 昭54. 4より住宅の消費者問題共同研究会が発足。メンバーには本報運営者以外に酒居淑子・本多三洋子・中野迪代がいる。発足以降今日までの消費者問題とは何か/他分野と住居との違い/住宅問題論・政策論との関係の住宅に関する苦情と苦情処理の実情/消費生活センター/自治体の住宅・建築行政窓口/建築センターの消費者サイドの対応/運動体/検査協会の法律におけるトラブルの処理/紛争審査会のメーテーが提供する住宅情報・アーバンサービスの欠陥住宅の個別的実態の消費者問題教育、などの研究を積みあせられた。問題を更に追求するためには、この辺でもう一度実態を総合的に明らかにする必要がある感された。これらを踏まえ全体の構成を考える必要はある。

方法 費用・労力の制約はあるが、消費者行動から苦情、カシの実態までを含む総合調査とする。主内容は住宅購入行動、契約行動の実状、欠点の発生状況、トラブル処理のための行動。メンバーが足で集められる範囲、築後7年以内の個建介護住宅、主に木造。配布留置法、昭56. 11～12月実施。具体的な対象は調査担当者が選定する。この結果次のようになつた。京都市内(山科・向島)小規模建築住宅394、宇治市・中規模建築住宅56、草津市・中規模建築住宅205、広島市内・中規模建築住宅210、福山市・中規模建築住宅159、新居浜市・中規模建築住宅60。なおこの数値の中には取得時と新築時のどちらかが既に解体されたもので、これらを中古住宅と見ると夫々若干少くなつてくる。